

# 本人確認に関するお願い

## お客様の取引時確認について

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえて、つぎのとおりお客様の取引時確認（お客様の氏名やお取引目的、ご職業などの確認）をさせていただいております。何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

## 1. 取引時確認が必要な主な取引について

以下のお取引時などに取引時確認が必要となります。ただし、これらの取引時以外にも取引時確認をさせていただくこともございます。

- (1) 各種預金及び定期積金の口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込（税金納付等を除く）・持参人払式小切手による現金受取り
- (3) 200万円を超える現金・線引きのない持参人払式小切手の受払い・外貨両替
- (4) 融資取引等

なお、お取引の内容、状況等に応じて過去に確認させていただいた取引時確認を、当金庫の窓口や郵便等によって再度確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

※ご注意：一つの取引を複数に分割して行う場合には、分割された複数の取引を一つとみなすことがあります。その際に、金額の合計が200万円または10万円を超える場合、取引時確認をお願いすることがございます。

## 2. 確認させていただく事項について

### (1) お客様が「個人」の場合

- ①お客様の氏名、住所、住所所在国及び生年月日
- ②お客様のお取引目的
- ③お客様のご職業
- ④お客様の国籍
- ⑤（日本国籍をお持ちでない場合のみ）お客様の在留資格、在留期間（満了日）  
在留カード等で在留資格、在留期間（満了日）を確認させていただきます。なお、在留期間（満了日）までの残存期間が短い場合には、口座開設等をお断りさせていただく場合がございます。引き続き在留されるご予約のお客様は、在留期間更新のお手続き後に在留期間が更新されました在留カードをご持参のうえお申し出ください。

### ⑥お客様の外国 PEPs の該当性

外国 PEPs とは外国の政府等において重要な公的地位にある（過去にあった）方及びそのご家族にあたる方を指します。お客様が当金庫とのお取引をされる（続ける）場合、該当される方やそのご家族にあたる方は、窓口等にてお申し出ください。

⑦お客さまの経済制裁対策対象国等とお取引・資産の有無

国際連合（安全保障理事会）や本邦・米国を含む各国が、国際安全保障や各国の安全保障上問題がある国・団体・個人等を公表し、経済制裁の対象に指定しています。お客さまのご提示いただいた書類等から経済制裁対策対象国等とお取引・資産の有無を確認させていただくと共に、簡単な質問をさせていただく場合がございます。

(2)お客さまが「法人」の場合

- ①法人の名称、本店または主たる事務所の所在地等
- ②法人の事業内容
- ③法人のお取引目的
- ④法人の代表者などご来店された方の氏名、住所、生年月日
- ⑤ご来店された方が手続者として取引を行う事由
- ⑥法人の経済制裁対象国等とお取引・資産の有無
- ⑦法人の実質的支配者に該当する方の氏名、住所、生年月日、外国 PEPs の該当性等  
実質的支配者とは、法人の議決権のうち、直接または間接的に 25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある個人の方等を指します。

3. 取引時確認での確認事項及びお持ちいただく確認書類

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類（原本をお持ちください。）
氏名・住所・生年月日	顔写真付公的書類（下記のいずれか 1 点） 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード・特別永住者証明書、パスポート※1、運転経歴証明書※2、身体障害者手帳 等 ※1 2020年2月4日以降発給申請されたパスポートには住所記載欄がないため、下記の顔写真なし公的書類の提示が必要です。 ※2 2012年（平成24年）4月1日以降に交付されたもの 顔写真なし公的書類（A 書類 2 点または A・B 書類各 1 点ずつ） A 書類 年金手帳、健康保険被保険者証、母子健康手帳 等 B 書類 住民票の写し（記載事項証明書）、戸籍謄本、印鑑登録証明書、現住所記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書※3 等 ※3 領収日付が 6 か月以内のものが必要です。

	<p>なお、必要に応じて複数の本人確認書類の提示をお願いすることがあります。</p>
<p>お取引目的 職 業 国 籍 外国 PEPs の該当性 経済制裁対象国等との お取引・資産の有無</p>	<p>当金庫窓口等でのお客さまの申告により、確認をさせていただきます。</p>
<p>在留資格および 在留期間（満了日）</p>	<p>日本国籍をお持ちでない場合、ご申告の在留資格によっては、在留カード等で在留期間（満了日）を確認させていただきます。</p>
<p>〈ご本人以外の方が 来店された場合〉</p>	<p>来店された方の氏名・住所・生年月日 上段の確認書類 等 ご本人のために取引を行っていることの確認書類 （続柄等が確認できる）健康保険証・住民票、委任状など</p>

○ご本人以外の方が来店された場合、来店された方の氏名・住所・生年月日ならびにご本人に代わって取引を行う事由、ご本人のために取引を行っていることが確認できる書類（例えば親子関係、同居親族を確認できる書類）として、健康保険被保険者証、住民票、委任状等をご持参ください。

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類（原本をお持ちください。）
<p>名 称 本店または主たる事務 所の所在地</p>	<p>登記事項証明書 印鑑証明書 等</p>
<p>事業内容</p>	<p>登記事項証明書、定款の写し</p>
<p>ご来店された方の 氏名・住所・生年月日</p>	<p>上記の（1）個人のお客さまに記載されている確認書類</p>
<p>ご来店された方が 手続者として取引を 行う事由</p>	<p>委任状など法人のために取引を行っていることを証する 書面 登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） 当金庫から法人の営業所等へ電話をかけることにより、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただく場合があります。</p>
<p>お取引目的</p>	<p>当金庫窓口等でのお客さまの申告により、確認をさせてい</p>

<p>経済制裁対象国等との お取引・資産の有無</p> <p>実質的支配者に該当する 方の氏名、住所、生年月日、 外国 PEPs の該当性等</p>	<p>たきます。</p>
--	--------------

#### 4. その他ご留意いただきたい事項

- ・お客さまの届出された確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めてお取引の目的・ご職業・実質的支配者等の確認をさせていただく場合があります。
- ・お客さまの資産・収入の状況、お客さまやそのご家族等が外国の政府等において重要な公的地位（外国 PEPs）にあるかを確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国 PEPs にあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります。その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。
- ・追加のご確認をさせていただくお取引や確認方法・確認内容は、他の金融機関と異なる場合があります。
- ・「取引時確認」ができないときは、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、お取引の内容、状況に応じてご依頼する「取引時確認」に適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- ・本人特定事項、お取引目的、職業/事業内容、実質的支配者等の情報を偽ることや他人になりすまして口座開設を行うこと、開設した口座を他人に譲渡・利用させる行為等は、犯罪収益移転防止法等によって禁止されており、刑事罰の対象となる場合があります。

以上